

## 鳥取県告示第 886 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、鳥取市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部経営支援課及び東部総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域
鳥取地域	<ol style="list-style-type: none"><li>1 平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の鳥取市の区域のうち、次の区域を除いた区域<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条第 1 項の規定により決定された鳥取都市計画による市街化区域</li><li>(2) 都市計画法第 18 条第 1 項の規定により決定された鳥取都市計画による市街化調整区域で第 1 号図から第 13 号図までの青色で着色した区域</li><li>(3) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 4 条第 4 項の規定により認可があった鳥取港湾区域のうち第 14 号図の赤色で着色した区域</li><li>(4) 千代川河口及び鳥取大橋までの千代川左岸のうち第 15 号図の赤色で着色した区域</li><li>(5) 山陰海岸国立公園の特別地域</li><li>(6) 鳥取空港の区域</li><li>(7) 山陰海岸国立公園の特別地域、海岸線、鳥取港湾隣接地域、旧袋川との合流点までの千代川右岸、市街化区域、一般国道 9 号及び平成 16 年鳥取県告示第 7 号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の鳥取市に係る林班番号 4 に囲まれた区域</li><li>(8) 平成 16 年鳥取県告示第 7 号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の鳥取市に係る林班番号 4、5、10 から 17 まで、46、48、49、53 から 55 まで、58 から 61 まで、65 から 68 まで、102 から 104 まで、107 から 113 まで、123 から 126 まで、130 から 134 まで、137 から 139 まで、142 から 152 まで、156 から 158 まで、173、175、176、179、180、190、191、203 及び 204 の全部の区域並びに平成 16 年 4 月 1 日現在の国有林の林班番号 1 から 6 まで、113、114 及び 332 の全部の区域</li></ol></li><li>2 平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の国府町の区域のうち、次の区域を除いた区域<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 都市計画法第 18 条第 1 項の規定により決定された鳥取都市計画による市街化区域</li><li>(2) 氷ノ山後山那岐国定公園の特別保護地区の全部及び特別地域の一部</li><li>(3) 平成 16 年鳥取県告示第 7 号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の国府町に係る林班番号 27、28、46、48 から 54 まで、58 から 61 まで、64、65、67、76 から 83 まで、88、91、92、96 から 101 まで及び 103 から 113 までの全部の区域、同林班番号 29、30 及び 66 の一部の区域並びに平成 16 年 4 月 1 日現在の国有林の林班番号 328 から 331 までの全部の区域</li></ol></li><li>3 平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の福部村の区域のうち、次の区域を除いた区域 山陰海岸国立公園の特別保護地区の全部及び特別地域の一部、平成 16 年鳥取県告示第 7 号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の福部村に係る林班番号 4、6 から 16 まで、28 から 30 まで、34 及び 35 の全部の区域並びに同林班番号 5、31 から 33 まで、36 及び 37 の一部の区域</li><li>4 平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の河原町の区域のうち、次の区域を除いた区域 平成 16 年鳥取県告示第 7 号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成 16 年</li></ol>

11月1日市町村合併前の河原町の林班番号4、50、54、62から87まで、90、96から101まで及び106の全部の区域、同林班番号5、6、14、15、49、51、102及び103の一部の区域並びに平成16年4月1日現在の国有林及び官行造林地の全部の区域

5 平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町の区域のうち、次の区域を除いた区域

平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町に係る林班番号7、8、11から35まで、42から46まで、48から62まで、65から71まで、73から75まで、78から95まで、102及び103の全部の区域、同林班番号36の一部の区域、平成16年4月1日現在の国有林の林班番号82から84までの全部の区域並びに奥山谷官行造林地及び奥ノ谷官行造林地の全部の区域

6 平成16年11月1日市町村合併前の佐治村の区域のうち、次の区域を除いた区域

平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の佐治村に係る林班番号5、6、15、17、20、22及び25から31までの全部の区域、同林班番号2、7、8、11、12、14、19、21、38及び40の一部の区域、平成16年4月1日現在の国有林の林班番号85から107までの全部の区域並びに大原ほか2官行造林地の全部の区域

7 平成16年11月1日市町村合併前の気高町の全域

8 平成16年11月1日市町村合併前の鹿野町の区域のうち、次の区域を除いた区域

平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の鹿野町に係る林班番号1から4まで、7から10まで、26から28まで、30から32まで及び34から36までの全部の区域、同林班番号5、6、11、23、29及び33の一部の区域、平成16年4月1日現在の国有林の林班番号111、112及び115から122までの全部の区域並びに平成16年4月1日現在の露谷及び西ノ谷之奥の官行造林地の全部の区域

9 平成16年11月1日市町村合併前の青谷町の区域のうち、次の区域を除いた区域

平成16年鳥取県告示第7号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の平成16年11月1日市町村合併前の青谷町に係る林班番号29から34まで及び77から85までの全部の区域、同林班番号35の一部の区域並びに平成16年4月1日現在の国有林の林班番号124から127までの全部の区域

(第1号図から第15号図までは、省略する。)